

## 流通・取引慣行ガイドラインの改正に関する説明会の実施について

平成29年8月29日  
内閣府沖縄総合事務局  
総務部 公正取引室

公正取引委員会は、我が国の流通・取引慣行について、どのような行為が、公正かつ自由な競争を妨げ、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」といいます。）に違反するのかを具体的に明らかにすることによって、事業者及び事業者団体の独占禁止法違反行為の未然防止とその適切な活動の展開に役立てることを目的として、「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」（平成3年7月11日公正取引委員会事務局。以下「流通・取引慣行ガイドライン」といいます。）を策定し、公表しています。

流通・取引慣行ガイドラインは、制定されてから約25年が経過しており、我が国における流通・取引慣行の実態が大きく変化していることなどから、そうした実態に即したガイドラインの見直しに関して必要な検討を行い、最近の実態を踏まえつつ、分かりやすく、汎用性のある、事業者及び事業者団体にとって利便性の高いガイドラインを目指して、平成27年3月30日、平成28年5月27日、平成29年6月16日の3度にわたって改正を行いました。

つきましては、改正した流通・取引慣行ガイドラインを事業者及び事業者団体の独占禁止法違反行為の未然防止とその適切な活動の展開に役立てていただくため、流通・取引慣行ガイドラインの改正に関する説明会を開催することとしました。

### 1 開催日時及び会場

| 日時                           | 場所                                             | 定員  |
|------------------------------|------------------------------------------------|-----|
| 平成29年9月28日(木)<br>14:00～15:30 | 那覇第二地方合同庁舎2号館<br>2階共用会議室D・E<br>(那覇市おもろまち2-1-1) | 30名 |

### 2 当日の開場・受付開始時間

説明会開始時間の30分前からです。

説明会で使用する資料は、当日会場で配布します。

（説明会の参加は無料です。）

### 3 参加申込方法及び注意事項

- 参加を希望される方は、下記リンク先の「説明会申込書」に必要事項を御記入の上、ファクシミリでお申し込みください。電話によるお申込みは受け付けておりません。

なお、申込先は公正取引委員会事務局となります。

説明会申込書↓

<http://www.jftc.go.jp/event/kousyukai/ryutorisetumei.files/besshi2.pdf>

- ・ 募集定員に達し次第、お申込みの受付を終了いたします。
- ・ 入手した個人情報は、本説明会業務以外の目的には使用いたしません。
- ・ 自家用車でお越しの際は施設内の駐車場を御利用ください。

|        |                                                           |
|--------|-----------------------------------------------------------|
| 問い合わせ先 | 内閣府沖縄総合事務局総務部公正取引室（大城， <u>金沢</u> ）<br>電話 098-866-0049（直通） |
|--------|-----------------------------------------------------------|